

住むと良いこと

住宅の取得補助

子育て世帯等が暮らしやすい
良質な住宅の取得に要する費用の一部を支援します。



主な要件

- ・子育て住宅促進区域内に立地する住宅であること
- ・子育て世帯が暮らしやすいよう、安全性や快適性について配慮された住宅であること
- ・長期優良住宅など、将来まで活用可能な住宅であること（新築住宅）
- ・一定の耐震性を満たす住宅であること（中古住宅）

補助額

- ▶ 新築住宅取得補助 **200万円**
- ▶ 中古住宅取得補助 **60万円**



詳細はこちら▲

住み替え補助

県外から阪神間の民間賃貸住宅に入居しようとする
子育て世帯等に対し、住み替えを支援します。



主な要件

- ・阪神間に立地する住宅であること
（令和6年度は尼崎市内で実施）
- ・一定の耐震性を満たす住宅であること
- ・一戸当りの延べ面積が55㎡以上のもの
- ・5年以上県内に居住する意思を有すること

補助額

- ▶ 民間賃貸住宅住替補助 **25万円**



詳細はこちら▲

他にも、いろいろ良いこと

戸建住宅の改修補助

子育て世帯等が暮らしやすい良質な戸建住宅の賃貸化に
必要となる改修費等の一部を支援します。

補助額

- ▶ 戸建住宅賃貸化改修補助 **60万円**



詳細はこちら▲

子育て支援施設の開設補助

商業施設等の空き区画への子育て支援施設の開設に
必要となる改修費等の一部を支援します。

補助額

- ▶ 子育て支援施設開設補助
- 1年目 **300万円** 2・3年目 **100万円**

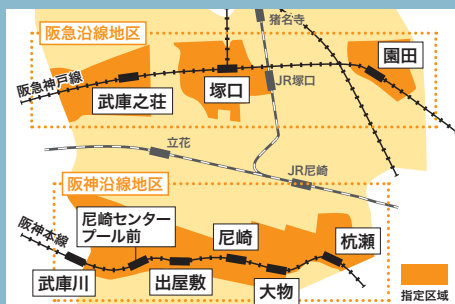


詳細はこちら▲

子育て住宅 促進区域

県が指定する、通勤や買い物などに便利で、公園や子供を預ける施設なども揃った子育てにやさしいエリアのことです。

※尼崎市の一部地域が対象です。



「不動産情報サイト アットホーム」で 特設サイト公開中！

住宅施策の詳細と
阪神間の暮らしやすさをご紹介します。
物件検索もできます！



特設サイトはこちら▶